

※2月15日付けで別紙を一部更新しております。

北海道からの特措法に基づく協力要請を踏まえた小樽商科大学の対応について

令和2年4月23日

危機対策本部会議

令和2年5月14日改訂

令和2年6月2日改訂

令和2年6月19日改訂

令和2年7月10日改訂

令和2年7月30日改訂

令和2年9月23日改訂

令和2年11月11日改訂

令和3年1月29日改訂

1月28日開催の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、集団感染が多発しており、人口当たりの感染者数が極めて高い水準にある小樽市に係る追加施策（感染リスクを回避できない場合、小樽市内における不要不急の外出や小樽市との不要不急の往来を控える）が決定されました。

本学としては、小樽市が札幌市と隣接する後志管内の中核都市であるという特殊性も踏まえ、これ以上の市内の感染拡大を防止するため、別添の行動指針（BCP）をレベル3に引き上げ、下記のとおり対応いたしますので、学生及び教職員におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- (1) 今年度中の残りの授業（学部・大学院）は、原則として遠隔で実施します。ただし、今年度後期期末試験は、本学の教育上必要なものですので、実施方法を変更せずに予定通り実施します。
- (2) 学生（学部学生・大学院生）は、事前予約等の感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構並びに学内施設の一部利用を許可します。学内施設の一部利用の詳細については、本学HPでご確認ください。
- (3) 学生の課外活動は、ネット上の活動を除き中止とします。
- (4) 教員は、テレワーク（在宅勤務）を原則とし、入試業務、定期試験の実施・採点業務、次年度の遠隔授業の準備等によるキャンパスへの出勤は可能とします。
なお、海外出張は引き続き延期・中止としますが、国内出張（不要不急の出張は自粛）は

可能とします。

- (5) 職員は、テレワーク（在宅勤務）や時差出勤を活用し、大学機能を維持するための優先度の高い業務に従事します。
- (6) 会議等は、原則としてメール等による持ち回りや Zoom 等によるオンラインでの開催とします。なお、感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可能（会場の収容率は50%以下）とします。
- (7) 学生及び教職員は感染防止対策の徹底について、別紙のとおり実践ください。
また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は濃厚接触者となった場合は、大学の担当部署（別紙参照）に電話で速やかにご連絡ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための小樽商科大学の行動指針（BCP）

レベル	授業	学生		教員	事務体制	会議等	
		入構・施設	課外活動				
0		通常					
1	-	対面授業と遠隔授業の併行実施	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張は可（感染症危険レベルが1以下の場合に限る。レベル2の場合は学長が特に認めた場合に限る。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインによる開催を推奨。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は100%以下を厳守）
2	北海道の警戒ステージ1～3	遠隔授業を基本としつつ、一部対面授業を実施	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能（警戒ステージ1～2に限る）	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張の延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
適用							
3	北海道の警戒ステージ3～4	遠隔授業の原則実施	事前予約等の感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構並びに学内施設の一部利用可	課外活動の原則中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内出張（不要不急の出張は自粛）は可 ③海外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を維持するための優先度の高い業務に従事	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
4	北海道の警戒ステージ5	遠隔授業のみ	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務を中心に従事	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインでのみ開催（危機対策本部会議等は感染拡大防止措置を講じ、一部対面で開催）
5	北海道の警戒ステージ5	全授業の休講	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（執行部のみ出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務のみに従事	会議等の延期・中止（危機対策本部会議のみ原則オンラインで開催）

※1 本行動指針（BCP）は、感染拡大・収束等の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。

※2 レベル内の右欄は、本学の制限レベルと対応した北海道の警戒ステージを目安として示すもの。

※3 レベルは、各項目に対して一律に適用することを原則とするが、項目ごとに異なるレベルを適用することもあり得る。

〈学生のみなさまに実践いただきたいこと〉

- 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合には、キャンパスへの入構や課外活動、アルバイトなどの外出を控える
- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合、「札幌市内及び小樽市内における不要不急の外出」「札幌市及び小樽市との不要不急の往来」「都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来」を控える
- 右記の場面ではマスクの着用を徹底する：外出時、会話時、特に高齢者や基礎疾患を有する方と接する場面
- 授業中や課外活動中及びその前後における感染予防策の実施を徹底する
- 授業や課外活動、アルバイトなどの後における複数人での会食は控える
- できる限り同居していない方との飲食は控える
- 札幌市内の飲食店等を午後10時から翌午前5時まで利用しない
- 札幌市すすきの地区などの繁華街へ外出しない
- 「国の接触確認アプリ（COCOA）」や「道のコロナ通知システム」の徹底した活用

〈教職員のみなさまに実践いただきたいこと〉

- 研究指導・基礎ゼミナール担当教員におかれましては、必要に応じ、ゼミ生に対して、改めて同居していない方との飲食を控えるなど、感染予防策を徹底するよう指導いただきたい
- 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合には、出勤・出張などの外出を控える
- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合、「札幌市内及び小樽市内における不要不急の外出」「札幌市及び小樽市との不要不急の往来」「都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来」を控える
- できる限り同居していない方との飲食は控える
- 飲酒を伴う場面、仕事後や休憩時間などの感染リスクを高めやすい場面や高齢者、基礎疾患を有

する方と接する場面において、マスクの着用を徹底する

■札幌市内の飲食店等を午後 10 時から翌午前 5 時まで利用しない

■「国の接触確認アプリ (COCOA)」や「道のコロナ通知システム」の徹底した活用

■「テレワーク」や「時差出勤」のより一層の徹底

〈**新型コロナウイルス感染症罹患者・濃厚接触者となった場合の大学への連絡先**〉

学部生及び大学院生 : 学生支援課 (0134-27-5245) 又は保健管理センター (0134-27-5266)

留学生 : 国際交流室 (0134-27-5262)

教職員 : 総務課職員係 (0134-27-5209)

※夜間・休日の場合: 警備員室 (0134-27-5226)

令和 3 年 2 月 15 日

小樽商科大学危機対策本部会議